

●●● シンポジウム「広げよう！ワーク・ライフ・バランス」 男女双方の“仕事と生活の調和”実現に向けた取組みを



2006年11月25日、弁護士会館クレオにおいて、東京弁護士会両性の平等に関する委員会主催によるシンポジウム「広げよう！ワーク・ライフ・バランス」が開催された。

●なぜ今、「ワーク・ライフ・バランス」なのか

2006年の通常国会で男女雇用機会均等法が改正された。その過程で、当会は、仕事と生活の調和を図ることを均等法の目的・理念とし、男女ともに働き続けられる条件整備が急務であるとの意見書を提出した。生活を犠牲にして働く男性を基準とし、男性並みに働くことのできる一部の女性だけが平等になれるという法律では、家事や育児等によってそれができない多くの女性にとって実質的な平等は実現されないからである。しかし、最終的に、仕事と生活の調和の概念はいまいである、仕事と生活の調和は労働関係法全体を通じて実現されるものであるなどの理由で、上記意見は取り入れられなかった。

最近、日本では、特に30歳代の正社員を中心に長時間労働が増加している。他方、パート・派遣など非正規雇用が大幅に増加し、女性の半数以上、男性の20%近くが非正規雇用であるが、正社員と同様に働いてもそれに見合った賃金がもらえず、格差は年々拡大している。このため、生活するための収入を確保するために、結局、長時間労働や仕事の掛け持ちをせざるを得ない状況となっている。こうした状況では、男女とも健康を害し、充実した生活を送ることは不可能である。男女とも生き生きと働き生活していくためには、男女労働者双方のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

を実現することが不可欠である。

このように、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児・介護支援だけでなく、労働時間の短縮や正規・非正規の均等待遇など、多角的な取組みが必要となるが、これらの取組みを広く進めていくためにはどうしたらよいか考えるため、本シンポジウムを開催した。

●パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、当委員会の伊藤和子委員、松本明子委員のコーディネートの下、黒瀬友佳子氏（帝人クリエティブスタッフ株式会社人財部女性活躍推進室長）、木谷宏氏（株式会社ニチレイ経営企画部長）、白石利政氏（労働調査協議会常務理事）、鴨桃代氏（全国ユニオン会長）の各パネリストから、それぞれの立場を踏まえた説得力ある意見が出され、非常に有意義なものとなった。

黒瀬氏からは、働く女性としての経験も踏まえつつ、女性の活躍推進のためには、「女性のキャリア開発推進」と「仕事と家庭の両立支援」、「制度をつくるハード面」と「意識改革を推し進めるソフト面」を同時に進めることが大切であるとの指摘がなされた。木谷氏からは、企業の社会的責任としてワーク・ライフ・バランスを支援していくことが、これからの企業のあるべき姿であり、そのためには「労働時間管理」や「育児・介護支援」、「多様な働き方支援」などの仕組みが重要であるとの指摘がなされた。白石氏からは、客観的な調査データを基に、長時間労働の実態について具体的な報告がなされた。鴨氏からは、正規・非正規問わず人間らしい働き方を実現するためには、特に「均等待遇の実現」と「理由のない有期雇用の禁止」が重要であるとの指摘がなされた。

参加者からのアンケートでも、「真摯に取り組んでいる企業があることを知り、目からうろこが落ちる思い」「このような機会をもっと設けてもらいたい」など、本シンポジウムの意義を評価する意見が多数を占めた。今後、当委員会としても本シンポジウムの成果を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを進めていきたいと考えている。

（両性の平等に関する委員会委員 中川 明子）

●●● 「どこが問題?! 憲法改正国民投票法案」

興味深い問題点の指摘、引き続き・繰り返しの検証が必要

●企画の趣旨と構成

2006年12月8日、弁護士会館クレオにおいて、憲法改正国民投票法案をテーマとする講演並びに意見交換の集会「どこが問題?! 憲法改正国民投票法案」(東京三会主催、日弁連後援)が開催された。これは、日弁連、全国の各単位弁護士会が、憲法改正国民投票法案の問題点を指摘する意見書・会長声明の発表、各種集会の開催といった活動を行ってきた経緯を踏まえ、ひとつの切り口を提起すべく企画したものである。

日弁連の平山正剛会長の開会の挨拶の後、①憲法調査特別委員会参考人であり、大東文化大学法科大学院の井口秀作助教授による「憲法改正国民投票法案の問題点」と題する講演、②日弁連憲法委員会菅沼一王事務局長による日弁連意見書の説明等の活動報告、③参加者による質問・意見交換の3部構成で行なわれた。

●井口大東文化大学法科大学院助教授の講演

鋭い問題指摘が幾つもあったので、その全てを報告できないのが残念である。興味深い指摘の幾つかをお伝えすると以下のとおり。

- ①改憲の中身が十分な議論の対象になっていない中での手続法案の議論は、国民の関心を引かない、あるいは意図的に関心をそらすものである。
- ②改憲肯定論の中でよく言われることであるが、「時代遅れだ」という。そう言う学生に出会うことがあるが、「改正の内容そのものが遅れていたらどうか?」と問えば、遅れていたら反対だとなる。改正の中身を見ない議論には限界がある。
- ③新聞は、憲法改正国民投票法案の自民党と民主党の対立点に焦点を合わせた報道しかないが、一致点の中にも大きな問題が隠れている。最低投票率の問題は関心を引かないが大きな問題である。
- ④関連する国会法の改正、「憲法審査会」の設置は大きな問題をはらんでいる。政治が憲法を監視するという法の支配の逆転現象が生じかねない。

●菅沼日弁連憲法委員会事務局長の報告

菅沼事務局長からは、日弁連の憲法改正国民投票法案と



国会法の改正案に関する2つの意見書の説明、憲法調査特別委員会での審議状況などが報告された。

これも詳細には報告できないが、井口助教授の講演と重なる形で、①憲法改正国民投票法案における最低投票率に関する問題点、②国会法の改正により「憲法審査会」を常設することの問題点が指摘されたことは報告しておきたい。

●質問・意見交換

法律家の眼から見て次のような興味深い質問があったので、レポートに加えたい。

憲法改正案については「解釈」問題がありうる。A解釈ならOKだが、B解釈なら反対という立場もあるからである。こういう問題を、憲法改正国民投票に臨む一般国民としては、どう考え、どう判断すればいいのか?

井口助教授、菅沼事務局長も、一瞬、予期せぬ質問との表情を見せたが、幾つかの説明の後、最後は、「投票は、法文の文言を選ぶのだ」という結論に落とし込んだ。とはいえ、国民のレベルも高いのだと感心させられた次第である。

●最後に

本稿が掲載されるころまでに憲法改正国民投票法案がどのような形で審議され、あるいは成立するかは予断できない。しかしながら、この集会で指摘された問題点の全てがクリアされているとは思えない。

この法案は憲法体制のあり様に大きな影響力を持つものであるから、これらの問題点は、引き続き、繰り返し検証される必要があると思われる。

(憲法問題等特別委員会事務局長 平出 一栄)